

2020年9月24日

各 位

会 社 名 プレミアアンチエイジング株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 松 浦 清
(コード番号：4934 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 CFO 兼
コーポレート本部長 戸 谷 隆 宏
(TEL. 03-3502-2020)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年9月24日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 700,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2020年10月12日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2020年10月27日 (火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年10月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年10月19日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 2020年10月20日 (火曜日) から
2020年10月23日 (金曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2020年10月28日 (水曜日) |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、後記2.の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、この募集株式発行も中止される。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,650,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|----------|------------|
| 東京都港区 | |
| 松浦 清 | 1,470,000株 |
| 広島県広島市東区 | |
| 松浦 和子 | 180,000株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、岡三証券株式会社及び東洋証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。なお、公募による募集株式発行に係る株式及び本株式売出しに係る株式の合計株数の半数未満の株数は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (9) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 352,500株(上限)
売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2020年10月19日(発行価格等決定日)に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 352,500株(上限)
- (注) 野村證券株式会社の住所は、2020年10月1日より、「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」に変更されます。
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行又は上記2.の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 700,000株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,650,000株
オーバーアロットメントによる売出し 352,500株
(※)

(2) 需要の申告期間 2020年10月13日(火曜日)から
2020年10月16日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2020年10月19日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2020年10月20日(火曜日)から
2020年10月23日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2020年10月27日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2020年10月28日(水曜日)

(注) 上記(1)②に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である松浦清(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、352,500株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエアプション」という。)を、2020年11月20日行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2020年10月28日から2020年11月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,000,000株
公募による増加株式数	700,000株
増加後の発行済株式総数	8,700,000株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 2,134,400 千円(*)は、設備資金として①EC サイト開発費、及び運転資金として②採用費及び人件費、③広告宣伝費、及び④借入金(代預託を含む)の返済に充当する予定であります。

①EC サイト※1 開発費

EC サイト開発のための開発費に 300,000 千円(2021 年 7 月期に 100,000 千円、2022 年 7 月期に 150,000 千円、2023 年 7 月期に 50,000 千円)を充当する予定であります。

本書提出日現在において、当社の EC サイトはパッケージソフトウェアで構築されておりますが、事業拡大に伴う取扱いデータ量の増加によりサーバー等のインフラ強化が急務であること、及び顧客の利便性向上や社内業務の効率化を機動的に行うことを目的に自社で EC サイトを構築、開発するための費用として活用する予定であります。

②採用費及び人件費

化粧品製造・販売事業において、既存の「DUO」及び「CANADEL」ブランドの規模拡大のための商品開発人員、マーケティング人員、卸売営業人員及び管理体制強化のための管理人員の採用費及び人件費に 683,280 千円(2021 年 7 月期に 423,980 千円、2022 年 7 月期に 259,300 千円)を充当する予定であります。

当社では、「ザ クレンジングバーム」に次ぐ第 2 の柱となる商品又はブランドの育成に注力しており「DUO」ブランドにおいては、お肌の悩みに応じた商品展開が可能となる商品ラインナップの拡充を、「CANADEL」ブランドにおいては、知名度向上と魅力的な商品企画に取り組んでおります。その取り組みに際して、商品開発人員を増強し、また Web マーケティング及び卸売営業人員を増強する予定であります。また、規模拡大に合わせて管理体制強化を行うべく、管理人員を増強する予定であります。

③広告宣伝費

当社ブランドの認知度向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費に 851,120 千円(2021 年 7 月期に 660,020 千円、2022 年 7 月期に 191,100 千円)を充当する予定であります。

当社の提供する、クレンジングバーム※2 を中心とする「DUO」ブランド及びオールインワン化粧品※3 を中心とする「CANADEL」ブランドについて、認知度向上及び顧客基盤拡大のため、Web 広告に加え、TVCM やイベント等 Web 以外の広告宣伝にも活用していく予定であります。

④借入金(代預託を含む)の返済

当社ビジネスの主力である通販売上高の大部分は、一定の間隔で同一製品を継続的にお客様にお届けする定期販売で構成されており、その定期販売を拡大するための広告宣伝費を積極的に投下しております。その広告宣伝費の回収には一定期間を要することから、一時的な資金の不足分については銀行から借入れて運用しております。財務体質の強化を図るために、その借入金の返済資金として、300,000 千円(2021 年 7 月期に

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

300,000千円)を充当する予定であります。また、一部の賃貸物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間での代預託契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託し、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しており、本保証債務の解消に充当する予定であります。

なお、将来における具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- ※1 当社商品やサービスを、インターネット上の当社独自運営のウェブサイトで販売するサイト
- ※2 バーム製剤を用いたクレンジング剤
- ※3 化粧水や乳液、美容液などの基礎化粧品の様々な役割を果たす化粧品

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 3,350 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社では、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、将来的には、財務状態・業績推移、及び事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、剰余金の配当を実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化、及び事業の継続的な拡大発展を充実させるための資金として、有効に活用し、事業の拡大と利益の向上を目指し、株主への利益還元を図っていく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、業績の推移、財務状況や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保のとのバランスをとりながら企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年7月期	2018年7月期	2019年7月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△60,978.80円	11.94円	21.79円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	113.20%	79.51%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、2017年7月期の自己資本当期純利益率は、当期純損失を計上しているため記載していません。
4. 当社は、2018年10月1日付で株式1株につき1,000株、2020年8月29日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、2018年7月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 上記5.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年7月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2017年7月期	2018年7月期	2019年7月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△3.05円	11.94円	21.79円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である松浦清及び当社株主であるプレミアマネジメント株式会社、河端孝治及び戸谷隆宏は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年1月25日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村証券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年4月25日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。